

47—01 P U D T

審判等の費用の負担

1. 無効審判に関する費用の負担の原則

特許（登録）無効審判、商標登録取消審判に関する費用の負担は、合議体が審判をもって（結論中に記載して）、職権で定める。ただし、審判が審決によらないで終了するとき（審判請求の取下げ、特 § 133③の却下など）は、審判による決定をもって定める（特 § 169①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、68④）こととなっているが、このような場合は、請求人側の負担になるのであるから、実務上は決定を行わない。

負担の原則は、特 § 169②（実 § 41、意 § 52、商 § 56①、68④）によって準用される民訴 § 61により敗者負担と定められているが、民訴 § 62、63の例外（→ 2.）が認められている。

2. 無効審判に関する費用の負担の例外（勝者の負担）

(1) 勝者となった当事者の不必要な行為によって生じた費用の全部又は一部を、勝者となった当事者に負担させることができ、敗者となった当事者の行為によって生じた費用であっても、その行為が、敗者側の権利の伸長又は防御に必要なものであるときは、それを勝者となった当事者に負担させることができる（民訴 § 62）。

ア 証人尋問の結果、証人が立証を必要とした事項と全く無関係の者であることが判明した場合などには、その証人尋問に要した費用を、前記不必要な行為によって生じた費用と認めて、証人尋問を申請した当事者が勝者となった場合であっても、その者に、その費用を負担させることができる。

イ 訂正請求により特許に係る請求項のうち無効審判の対象となっている請求項が全て削除された場合には、無効審判の対象が存在しなくなり、当該無効審判が却下されるので、勝者である権利者側にその費用を請求させて

も良いと考えられる。

ウ 公知の発明と同一であることを理由とする特許無効審判の請求後に、その特許発明の特許請求の範囲が、訂正審判により訂正された結果、前記無効理由が消滅した場合は、民訴 § 62後段を適用して、勝者である被請求人に、その費用を負担させても良いと考えられる。

- (2) 勝者となった当事者の責に帰すべき事由によって、審理を遅延させ、それにより余分の費用を要した場合は、その費用を勝者となった当事者に負担させることができる（民訴 § 63）。

3. 無効審判における特殊な場合の費用の負担

(1) 一部無効

全部無効の請求に対して、一部無効の審決をするときには、審判の費用を両当事者に分担させ、その分担割合を審決で定めることができ、費用の全部を当事者の一方に負担させることもできる（民訴 § 64）（文例→45—04）。

(2) 共同審判

ア この場合は、敗者となった共同当事者に、平等の割合をもって負担させるのが原則であるが、それを連帯して負担させても良く、他の方法で負担させても良い（民訴 § 65①）。

イ 審判の請求が、甲、乙によって共同してされた場合において、甲が請求人適格を有しないものであり、乙のみによる請求を理由があるものとするときには、甲と被請求人との間に生じた費用は、甲の負担とし、その他の費用は、敗者となった被請求人の負担とする。

ウ 共同審判においても権利の伸長又は防御に必要でなかった行為によって生じた費用は、その行為をした者に負担させることができる（民訴 § 65②）。

(3) 参加

参加申請に対して、当事者から反対意見があった場合には、その参加申請人と反対意見を述べた者との間において、それによって生じた費用を敗者負担の原則で負担させる（民訴 § 66前段）。

参加によって生じた費用の負担は、共同審判の場合と同様であり（民訴 §

66後段)、審決をもって定めるが、参加申請の反対意見により生じた費用の負担は、参加許否の決定に際し、その結論中に記載して定める。

(4) 利害関係

審判請求の利害関係について当事者間に争いがある、そのための証拠調べなどに費用を要したときには、その費用の負担は、利害関係について争った当事者のみの間において、本案審理における勝敗とは別に、その争いの勝敗により定めることができる。

(5) 代理人

代理権を証明することができない審判の請求についての費用は、その代理人の負担とする（民訴 § 69②、 § 70）。

（裁判例）

甲、乙、2名の共同訴訟において、甲についての代理権は証することができたが、乙についての代理権を証することができないため、その代理人が乙の負担分を負担すべきものとされた（東高判昭33.6.17（昭32（行ナ）12号））。

4. 拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判、訂正審判等に関する費用の負担

拒絶査定不服審判、意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判、訂正審判に関する費用は請求人の負担であり（特 § 169③、意 § 52、商 § 56①、68④）、特許異議の申立て、商標登録異議の申立てに関する費用は、異議についての決定の結論にかかわらず、申立人の負担と定められている（特 § 120の8①、商 § 43の15①→特 § 169③）。

また、それらの請求、申立てが共同でされた場合は、各請求人、申立人が平等の割合で負担する（特 § 169④、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、68④）。

5. 判定に関する費用の負担

判定に関する費用の負担については、何も規定がないが、各当事者が支出した費用は、その当事者の負担とし、判定の結論には、費用の負担については判断を示さない。

（改訂H27.2）